

2 公益的施設及び指定施設

公 益 的 施 設	指定施設 (左欄のうち下記のもの)
第1 建築物	
1 社会福祉施設等……………老人福祉施設等	すべてのもの
2 医療施設……………病院、診療所	//
3 薬局	//
4 官公庁舎	//
5 学校等……………学校教育法の学校、専修学校、各種学校等	//
◎6 学習塾、華道教室又は囲碁教室、その他これらに類するもの	用途面積が200㎡超
7 文化施設……………図書館、博物館等	すべてのもの
◎8 集会場等……………公民館、集会場等	//
9 公衆便所	//
10 火葬場	//
11 事務所……………金融機関（公益事業）の事務所	//
12 11に掲げる事務所以外の事務所	用途面積が3,000㎡超
13 公共の交通機関の施設	すべてのもの
◎14 理容所又は美容所	用途面積が50㎡超
◎15 コンビニエンスストア等	用途面積が100㎡超
◎16 15に掲げるコンビニエンスストア等以外の物品販売業を営む店舗 ……………百貨店、物品販売店等	用途面積が200㎡超
17 展示場	用途面積が1,000㎡超
◎18 飲食店又は料理店、キャバレー、ナイトクラブ、その他これらに類するもの	用途面積が200㎡超
◎19 サービス業を営む店舗……………クリーニング取次店、貸衣装屋等	//
20 公衆浴場	用途面積が300㎡超
21 宿泊施設……………ホテル、旅館等	用途面積が1,000㎡超
22 娯楽施設……………劇場、映画館、遊技場等	//
23 体育館等……………体育館、ボウリング場、スケート場等	//
24 一般公共の用に供される自動車車庫	//
25 複合施設……………1から24までに掲げる複合施設	用途面積が3,000㎡超
26 共同住宅、寄宿舎又は下宿	一棟につき50戸超
第2 建築物以外の公共の交通機関の施設	
1 鉄道施設……………プラットホーム等	すべてのもの
2 港湾施設……………乗降タラップ等	//
3 空港……………保安検査場、旅客乗降橋等	//
4 バスターミナル……………乗降場等	//
第3 道路	
1 道路	すべてのもの
第4 公園等	
1 都市公園……………総合公園、運動公園、近隣公園等	すべてのもの
2 児童遊園	//
3 港湾緑地	//
4 動物園又は植物園	//
第5 駐車場	
1 駐車場……………路外駐車場、自動車駐車場	用途面積が500㎡超

※用途面積とは、当該用途に供する部分の面積の合計をいう。

◎：用途面積が300㎡以下の場合、小規模施設に該当
→小規模施設用指定施設項目表を使用する